

平成28年度 基本施策評価シート（部別）

基本目標	穏やかに暮らせるまちの形成
基本方針	認め合い支えあえるまち
基本施策名	高齢者福祉と生きがい対策

	所属	職名	氏名
作成者	保健医療部介護保険課	課長	古畑 英子
評価者	保健医療部	部長	堀内 伸一

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、市の要介護認定者は6,600人を超え（第6期介護保険事業計画）、介護を取り巻く現状は厳しくなると見込まれている。そこで市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続するための、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みとして、「在宅医療・介護連携」「認知症施策」「地域ケア会議」「生活支援体制整備」の各事業を実施している。中でも中核的な役割を果たす機関が市内3箇所の地域包括支援センターであり、直営の基幹型地域包括支援センターを中心に2箇所の委託地域包括支援センターとともに、相談支援などの基本事業と併せこれらの事業をすすめている。また、第2次総合計画策定のための市民アンケート結果では「高齢者が生きがいを感じ質の高い豊かな暮らしができる環境」について、市が重視すべきこととしている。以上のことから、市・地域包括支援センター・各種団体・市民による課題の共有や解決に向けた取り組みをさらに推進していく必要がある。
基本方針（目指すべき方向性）	高齢者の生きがいづくりを推進し、一人ひとりが質の高い豊かな暮らしができるまち、心身ともに健康であり続け自立し安心して暮らすことができるまち、高齢者の笑顔があふれるまちを目指します。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H26	H27	H28	達成率	進捗状況	所管課
地域包括支援センターの設置個所（累計）	個所	3	3		3	3	100	順調	介護保険課
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業補助金交付数	団体	88	99		90	91	91.9	順調	長寿社会課
緊急通報装置設置数	世帯	319	350		297	300	85.7	順調	長寿社会課

施策指標の進捗状況と分析	施策指標である地域包括支援センターは3箇所設置されており、総合相談・権利擁護・介護予防等の事業のほか、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業を実施した。中でも、全ての包括に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の相談支援や認知症カフェ等との連携など認知症施策を進め、また医師会等との連携による在宅医療・介護連携のための事業を行った。一方、地域ケア個別会議は平成28年度に7回開催し、平成25年度からの累計は30回となり、課題の集約と解決策の検討を進めた。また生活支援体制整備事業推進のための地域の協議体への支援を行うなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業の推進に力を入れた。
--------------	---

3 基本施策を構成する事務事業の評価

（単位：円）

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況				重点化	
				H26	H27	H28	H29	H30	合計	事業区分	新/継	終期		方向性
1	0103440	在宅介護福祉事業	介護予防担当			32,305,983	17,347,000	17,437,000	67,089,983	政策的業務	継続	期限なし	現状維持・事務改善	
2	3103100	地域包括支援センター運営事業	介護予防担当			56,971,564	62,312,000		119,283,564	義務業務	継続	期限なし	拡充（現予算内）	○
3	3103120	家族介護支援事業	介護予防担当			7,989,199	9,382,000	9,284,000	26,655,199	政策的業務	継続	期限なし	現状維持・事務改善	
4	3103130	成年後見制度利用支援事業	介護予防担当			23,640	460,000	460,000	943,640	政策的業務	継続	期限なし	拡充（現予算内）	
5	3103140	福祉用具・住宅改修支援事業	介護予防担当			14,683	117,000	117,000	248,683	政策的業務	継続	期限なし	拡充（事業内容・事業費の見直し）	
6	3103150	認知症サポーター等養成事業	介護予防担当			182,803	158,000	209,000	549,803	政策的業務	継続	期限なし	拡充（現予算内）	○
7	3103160	地域包括ケア会議推進事業	介護予防担当			56,000			56,000	義務業務	継続	期限なし	拡充（現予算内）	○
8	3103170	在宅医療・介護連携推進事業費	介護予防担当			1,226,800	2,720,000		3,946,800	義務業務	継続	期限なし	拡充（現予算内）	○
9	3103180	生活支援体制整備事業費	介護予防担当			7,050,000	7,263,000		14,313,000	義務業務	継続	期限なし	拡充（現予算内）	○
10	3103200	認知症地域支援・ケア向上事業	介護予防担当			3,066,660	3,639,000		6,705,660	義務業務	継続	期限なし	拡充（現予算内）	○
合計						108,887,332	103,398,000	27,507,000	239,792,332					

事務事業量とコスト（費用対効果）の分析	地域包括支援センター運営事業や地域包括ケアシステムの構築に向けた事業である「在宅医療・介護連携」「認知症施策」「地域ケア会議」「生活支援体制整備」は、介護保険制度に位置付けられている2025年を見据えた重要な事業である。事業実施にあたっては、より専門的な立場で事業を実施できる医師会や専門職を有する機関等への委託などにより、効果的・効率的な事業展開が期待できることから、事業の拡充が必要と考える。中でも地域包括支援センターはこれらの事業を推進する中核機関として位置づけられており、機能強化が必要である。
重点化事務事業の考え方	市民は、高齢者の生きがいづくりを推進し、質の高い豊かな暮らしを求めている。市としても、2025年を見据えての地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みは最重要課題であると認識している。そのために推進すべき各事業としての「在宅医療・介護連携」「認知症施策」「地域ケア会議」「生活支援体制整備事業」と、これらの事業を推進するための中核機関である「地域包括支援センター運営事業」について重点化事務事業として位置づける。
縮減・廃止事務事業の考え方	・家族介護者交流事業は、介護者のリフレッシュを兼ねた交流事業であるが、参加者の減少や固定化により事業の見直しが必要である。市内には家族会活動もある中、介護者の現状把握と分析を行い、平成30年度に向けた見直しを行う。 ・住宅改修相談については、民間の専門職が無料で対応するケースが増加している。市も民間に委託しており受理件数は数件であるため、平成30年度廃止も含め検証していく。
総合評価（次年度へ向けた課題の抽出含）	地域包括ケアシステムの構築のための事業のうち、「在宅医療・介護連携」では、医療介護連携相談窓口の設置が必要であるが、人材確保が課題となっている。「認知症施策」では認知症初期集中支援チームを中央地域包括支援センターへ設置できるよう関係機関との調整が必要である。「地域ケア会議」では、地域ケア個別会議をさらに推進する必要がある。「生活支援体制整備」では、市民とともに課題を共有する活動を進める必要がある。これらの事業を、市や地域包括支援センター・各種団体・市民と課題を共有しながら、その解決に向け推進していく必要がある。

平成28年度 基本施策評価シート (部別)

基本目標	穏やかに暮らせるまちの形成
基本方針	認め合い支えあえるまち
基本施策名	高齢者介護サービスの充実

	所属	職名	氏名
作成者	保健医療部介護保険課	課長	古畑 英子
評価者	保健医療部	部長	堀内 伸一

1 基本施策に対する基本姿勢

現状	高齢化の進展により要介護者は増加し、平成27年度末で4,999人(介護保険状況事業報告：第1号被保険者)で、要支援者等の軽度認定者の割合が多いという特徴がある。介護サービスでは地域密着型のサービスが増えるなど、対象者の状態に合った在宅での生活を支援するためのサービスの選択肢が増えているという状況がある。これら要介護者の増加と介護サービスの定着により介護給付費は年々増加している。そんな中、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、さらに要介護者の増加が見込まれることから、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り介護状態を予防し、尊厳をもって暮らすことができるよう支援し、介護給付費の増加抑制を図る必要がある。また、第2次総合計画策定のための市民アンケートでも「高齢者が住み慣れた地域で介護サービスを受け、介護予防に取り組む環境」を重要としている。なお、介護保険制度改正により、平成29年度から予防給付のサービスの一部が市の事業へ移行し、介護予防事業とともに推進する「介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)」が開始される。
基本方針(目指すべき方向性)	介護サービスの質と量の確保に努めるとともに、高齢者を見守る体制や地域の温かな支えあいの仕組みを強化し、一人ひとりが誇りある人生を送ることのできるまちを目指します。

2 施策指標

指標	単位	(設定時)	目標値	H26	H27	H28	達成率	進捗状況	所管課
要介護2～5の者に対する施設・介護専用居住系サービス利用者割合	%	29.9	36		34.1	33.3	108.1	順調	介護保険課
介護保険3施設の利用者のうち、要介護4、5の者の割合	%	70.6	75		65.3	65.8	87.7	停滞	介護保険課
地域支援事業の効果(二次予防事業の教室参加者のうち、状態改善者数÷教室参加者数)	%	93.9	95		96.4	93.2	98.1	順調	介護保険課
予防給付の効果(状態維持・改善者数÷介護度見直し者数)	%	70.5	72		74.7	72.4	100.6	順調	介護保険課
介護給付適正化事業実施数	事業	7	9		8	8	88.9	順調	介護保険課

施策指標の進捗状況と分析	<ul style="list-style-type: none"> 要介護2～5の者の施設・介護専用居住系サービス利用割合は、平成23年度目標設定時より割合が増加しているが、施設希望が多い中、目標内におさまっている。 介護保険3施設の利用者のうち要介護4、5の者の割合は目標設定時より低下している。市内の介護施設の整備が進み、軽度認定者が入所している状況にあることが要因と言える。一方施設の待機者は多く、施設の需要は多いことがうかがえる。 二次予防事業の教室参加者のうち維持改善の割合では目標未達成だった。平成28年度は、状態が重く維持改善が難しい参加者も多かったことが要因と言える。その中でも93%を超える高い維持改善率であった。 予防給付の効果は目標を達成した。個々の状況に応じた予防効果の高い介護予防ケアマネジメントとサービスの提供があったためと思われる。 介護給付費適正化事業は、1事業のみ未実施であった。未実施の介護給付通知については、他市の実施状況を参考に、事業実施の在り方について検討中である。
--------------	--

3 基本施策を構成する事務事業の評価

(単位：円)

No	コード	事務事業名	所管課	事業費					事務事業の状況				重点化	
				H26	H27	H28	H29	H30	合計	事業区分	新/継	終期		方向性
1	0103425	介護保険施設整備等補助事務	介護保険担当			3,428,000	225,106,000	2,500,000	231,034,000	政策的業務	継続	期限なし	現状維持・事務改善	
2	3101020	介護保険事業計画策定業務	介護保険担当			1,193,956	1,622,000		2,815,956	義務業務	継続	期限なし	現状維持	○
3	3101040	介護認定調査事務	認定調査係			83,473,745	84,029,000		167,502,745	義務業務	継続	期限なし	拡充(現予算内)	
4	3103030	二次予防対象者把握事業	介護予防担当			2,168,970			2,168,970	義務業務	継続	H28	現状維持・事務改善	
5	3103040	通所型介護予防事業	介護予防担当			10,223,271			10,223,271	義務業務	継続	H28	現状維持・事務改善	
6	3103050	訪問型介護予防事業	介護予防担当			59,500			59,500	義務業務	継続	H28	現状維持・事務改善	
7	3103070	介護予防普及啓発事業	介護予防担当			12,246,816	17,589,000		29,835,816	義務業務	継続	期限なし	拡充(現予算内)	○
8	3103080	地域介護予防活動支援事業	介護予防担当			394,400	336,000		730,400	義務業務	継続	期限なし	拡充(現予算内)	○
合計						113,188,658	328,682,000	2,500,000	444,370,658					

事務事業量とコスト(費用対効果)の分析	介護人材不足や介護給付費と保険料の増加抑制という課題がある中、介護が必要な高齢者が、状況に応じて必要なサービスを受けることができるよう、介護サービスの質と量を適正に確保する必要がある。そこで介護保険事業計画を策定し、介護給付等の分析を行うことで適正な介護サービスの量の確保を図っている。そして介護給付費適正化事業によるケアプラン点検や給付確認等により適正な給付を図るとともに、介護予防事業の推進により介護給付費の増加抑制を目指している。平成29年度には、予防給付の一部と介護予防事業が総合事業へ移行するため、本年度は、介護予防事業を効率的・効果的に実施できるように検討をすすめながら事業を実施した。これらの事業は、2025年を見据え要介護状態になっても安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築と介護保険制度の持続可能性の維持のため重要な事業である。
重点化事務事業の考え方	平成29年度には第7期介護保険事業計画を策定することになっており、平成28年度にはその準備として要介護者等の実態把握を行った。これは計画策定における市の介護を取り巻く状況分析の資料として重要である。また2025年を見据え増加が見込まれる要介護者や認知症者、それに伴う介護給付費の増加抑制、そして介護保険制度の持続可能性の確保のため、市民による重要度も高い介護予防事業と介護給付費適正化事業は重点化事業として位置づける必要がある。
縮減・廃止事務事業の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 二次予防対象者把握事業は、平成29年度の総合事業への移行により本年度をもって終了となる。 通所型介護予防事業と訪問型介護予防事業は、平成29年度の総合事業の移行により本年度をもって終了となり、新たなサービスとして実施されることになる。
総合評価(次年度へ向けた課題の抽出)	団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据え、たとえ要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進が必要となる。中でも介護が必要な時には必要なサービスを受けることができるよう基盤を整備する一方で、介護給付費が増加する中、サービスを厳選するなど適正化事業はさらに進める必要がある。そして地域における自主的な介護予防活動の拡大を目指し、介護予防の拠点の身近な場所への整備など介護予防事業をさらに推進し、平成29年度からの総合事業の効果的な実施を目指す必要がある。